

議案第 14 号

和歌山県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 3 項の規定により、別紙のとおり和歌山県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年規約第 1 号）の一部を変更することについて、同法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求める。

平成 24 年 6 月 11 日 提出

橋本市長 木下 善之

和歌山県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

和歌山県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年規約第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表備考中「及び外国人登録原票」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による改正後の和歌山県後期高齢者医療広域連合規約別表の規定は、平成 26 年度以後の年度分の関係市町村の負担金から適用し、平成 25 年度分までの関係市町村の負担金については、なお従前の例による。